

## 機関誌及び県社協封筒への広告掲載のご案内

日ごろ本会の事業にご協力いただき、ありがとうございます。

本会では、機関誌と封筒（裏面）に掲載する広告を募集しております。若い人から熟年まで幅広い層の社会福祉関係者や県民の目に触れる機会も多く、商品やサービスなどの広告媒体として適していると存じます。基本料金表、申込書などご覧の上ご検討下さるようお願いいたします。

### 【機関誌：「福祉にいがた」「福祉にいがた オアシス 21」】

福祉の現状や新たな動向、福祉事業、高齢者の活動紹介などの幅広い情報を発信する機関誌です。

「オアシス 21」は8・12・2月の年3回（2万部）、「福祉にいがた」は前記を除く年9回（1万5千部）発行しており両者合わせて通年で読者にお届けしております。

配布先は、市区町村社会福祉協議会、保育園を含む社会福祉施設、小学校から大学までの教育機関、銀行や図書館・公民館窓口などであり、幅広い方々の目に触れる機会の多い所です。

### 【県社協封筒】

本会では、角2封筒を年6万枚以上使用しています。「福祉にいがた オアシス 21」の発送に使うほか、福祉関係者への通知や資料送付など幅広く使用しております。封筒の裏面は思いの外目に触れることが多く、広告掲載の効果があると思っております。

封筒広告は、2万部単位に3セット印刷します。概ね4カ月に1回印刷・使用するサイクルになります。各セット4枠（1枠：縦5センチ横20センチ）計12枠用意いたしますが、複数枠の使用や年間通しての使用なども可能です。

### 【料金】

基本料金表をご覧ください。複数段・枠での掲載、長期間掲載の場合は割安になっております。

### 【申し込み】

枠に限りがあるため、先着順を基本といたします。

申し込み・問い合わせ

新潟県社会福祉協議会企画広報課

親松 茂・土田洋子

電話 025-281-5584

ファクス 025-281-5528

Eメール [kikaku@fukushiniigata.or.jp](mailto:kikaku@fukushiniigata.or.jp)

## 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会封筒の広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が郵送用に用いる封筒に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの
- (6) その他、会長が掲載することが好ましくないと判断したもの

### (広告の種類と掲載料)

第3条 広告の種類と掲載料は、別に定める基本料金表によるものとする。

### (広告掲載の申込)

第4条 広告を掲載しようとする者（以下、「申請者」という）は、封筒の広告掲載申込書（様式1）に必要事項を記入し、本会に申し込むものとする。

2 版下の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

### (広告掲載の決定)

第5条 本会は、前条の規定に基づく申込書を受理したときは、広告の内容等を審査し、掲載の可否を決定する。

2 本会は、前項の審査結果に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果について広告掲載（非掲載）決定通知書（様式2）により、申請者に通知するものとする。

3 広告掲載は、原則として先着順とする。

### (広告内容)

第6条 広告のデザイン及び内容などは、本会のイメージを損なうことのないよう、申請者と調整してから掲載するものとする。調整がつかない場合は、掲載を取りやめるものとする。

2 広告原稿に写真、イラスト、ロゴなどを使用する場合は、申請者において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は申請者が負担するものとする。

(広告掲載料の支払い)

第7条 広告主は、本会が通知する請求により、指定する日までに広告掲載料を支払うものとする。

(広告主の責任等)

第8条 広告の内容に関する責任は、すべて広告主が負うものとする。

(免責事項)

第9条 本会は、広告掲載に伴い広告主に損害が生じた場合、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、本会長が別に定める。

附則

平成27年1月21日施行

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会封筒広告基本料金表

【基本料金】

| 規格         | 掲載枠                                    | 予定部数                  | 募集枠数            | 掲載料                   |
|------------|--|-----------------------|-----------------|-----------------------|
| 封筒<br>角型2号 | 1色刷り<br>(封筒裏面1/4スペース、<br>縦50mm×横200mm) | 1セット20,000部<br>3セット作成 | 各セット4枠<br>計 12枠 | 1枠<br>40,000円<br>(税別) |

※広告掲載は、原則として先着順とします。

※1封筒4枠掲載予定、一事業者で複数枠の掲載可

※版下は広告主作成

継続割引料金（税別）

【1枠】

| 申込部数    | 価格       |
|---------|----------|
| 20,000部 | 40,000円  |
| 40,000部 | 70,000円  |
| 60,000部 | 100,000円 |

【2枠】

|         |          |
|---------|----------|
| 20,000部 | 70,000円  |
| 40,000部 | 130,000円 |
| 60,000部 | 190,000円 |

【3枠】

|         |          |
|---------|----------|
| 20,000部 | 100,000円 |
| 40,000部 | 190,000円 |
| 60,000部 | 280,000円 |

【4枠】 全面広告

|         |          |
|---------|----------|
| 20,000部 | 130,000円 |
| 40,000部 | 250,000円 |
| 60,000部 | 360,000円 |

付則

平成27年1月21日施行

(様式 1)

年 月 日

新潟県社会福祉協議会封筒の広告掲載申込書

新潟県社会福祉協議会長

広告掲載希望者 住所（所在地） \_\_\_\_\_  
法人名 \_\_\_\_\_ 印  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_  
担当者氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先（電 話） \_\_\_\_\_  
（F A X） \_\_\_\_\_  
（E-mail） \_\_\_\_\_

新潟県社会福祉協議会の封筒広告掲載要綱の規定に基づき、次の通り申し込みます。

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 広告の対象                           | 封筒（角形 2 号）縦 50 mm×横 200 mm  |
| 広告枠数                            | <input type="checkbox"/> 1 枠 <input type="checkbox"/> 2 枠 <input type="checkbox"/> 3 枠 <input type="checkbox"/> 4 枠   |
| 部 数                             | <input type="checkbox"/> 20,000 部 <input type="checkbox"/> 40,000 部 <input type="checkbox"/> 60,000 部   |
| 広告の内容<br>（広告の概要<br>を記入して下<br>さい |   |
| その他                             | 申し込みにあたっては、新潟県社会福祉協議会封筒の広告掲載要綱に定める事項を承諾し、かつ遵守します。   |
| 問合せ・提出先                         | 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 企画広報課<br>〒950-8575 新潟県新潟市中央区 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階<br>TEL : 025-281-5584 E-mail : <a href="mailto:kikaku@fukushiniigata.or.jp">kikaku@fukushiniigata.or.jp</a> |